

屋根の雪おろしについてお困りのみなさんへ

雪が降ると、みなさんの自宅周りの雪の処理で、一番大変で安全に気をつけなければならぬ作業が、屋根の雪おろしではないでしょうか。しかし、高齢者・障がい者のみの世帯では、雪おろし作業をすること自体が困難だと思います。

今回は、自分で雪おろしや処理ができない場合はどうしたらよいか、また、自宅周りの雪を処理する場合に注意していただきたいことを紹介します。



相談① 自分で屋根の雪おろしができないので、業者などに依頼したいのですが…

市では雪おろし等を依頼可能な業者のリストを作成してご紹介しています。

詳しくは各振興事務所振興課または健康福祉部社会福祉課（☎67-1811）まで問い合わせください。

相談② 除雪費用が高額にならないか心配です

郡上市社会福祉協議会では、高齢者・障がい者のみでお住まいの世帯等に対し、積雪の問題から家屋や生活を守るため、除雪にかかる経費の一部を助成しています。

内容は下記のとおりで、2月末日までにお住まいの地域の民生児童委員を通じて申請してください。

詳しくは郡上市社会福祉協議会（☎88-9988）または民生児童委員へ問い合わせください。



対象者	市内に居住する下記①～③のいずれかの世帯で、除雪が困難な住民税非課税世帯	助成金額	居住する家屋の除雪にかかった経費の4分の1以内の金額(100円未満の端数は切り捨て)とし、原則5,000円を上限とします。
	①70歳以上の高齢者世帯		例) 除雪経費15,000円の場合、4分の1の金額の3,700円を助成します。
	②70歳以上の高齢者と障がい者の世帯	申請方法	助成金交付申請書兼請求書に必要事項を記入し、除雪業者等が発行した請求書または領収書の写しを添付の上、民生児童委員の確認を得て申請してください。
	③障がい者のみの世帯（障がい者は、身体障害者手帳3級以上、精神障害者保健福祉手帳2級以上、療育手帳A以上、介護保険要支援1以上のいずれかの交付を受けている人）		

除雪作業にご協力をお願いします

市では、積雪時の生活道路を確保するため、万全の体制で除雪に取り組みます。

除雪作業が円滑に行えるよう次のことに注意していただき、道路除雪へのご理解とご協力をお願いします。

- ①道路除雪作業により各家庭の出入りに雪が堆積しますので、間口の雪処理をお願いします。
 - ②道路除雪の妨げとなる路上駐車はしないようお願いします。
 - ③除雪の妨げとなるものは、撤去をお願いします。
 - ④早朝深夜の除雪作業には、予めご了承ください。
 - ⑤除雪作業車が近づいた時は十分注意してください。
 - ⑥除雪前にゴミを出さないようお願いします。
 - ⑦車道への雪出しをしないようお願いします。通行の妨げとなります。
- ※降雪の状況によっては道路除雪が遅れる場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ先】

【国道】岐阜国道事務所八幡維持出張所 ☎65-3938

【県道】岐阜県郡上土木事務所道路課第二係 ☎67-1111

【市道】市役所建設部建設総務課 ☎67-1836 または各振興事務所振興課

